

## 第4章 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現に向け、市民と市役所がそれぞれ主体的に推進を図りながら協働します。また国や北海道、他自治体や民間団体等と必要な連携を図ることで、全体としての推進を図ります

### 1 市役所における推進体制

本計画を総合的かつ効果的に推進し、市役所内部関連部課の連携を図るため、石狩市男女共同参画行政推進会議を設置します。

また、各施策・事業の実施にあたっては、関連部課との共同開催や情報の共有など、効果的な取り組みに努めます。

### 2 市民による推進体制

本計画に基づく施策の推進の状況や、本市の男女共同参画関連施策等について市民が論議し、また実際に取り組む中から、その意見の施策への反映を図る場として、市民や関係団体、有識者からなる石狩市男女共同参画推進委員会を設置します。

### 3 国、北海道、自治体、民間団体等との連携

本計画の推進に当たり、必要に応じて国や道に要請を行うとともに連携し、また他自治体や市内外の民間団体等とも連携を図りながら、効果的な取り組みに努めます。